

前文（方針策定の趣旨）

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行えるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすし、時には命にかかる問題にもつながることから、同年10月いじめ防止等のための基本的な方針が文部科学大臣決定事項として示された。国的基本的な方針に基づき、本校では以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめ未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであるとの認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、すべての児童が認められるという実感（自己有用感）を持つことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめはしないさせないみのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策推進委員会

（1）組織

- いじめ防止対策委員会を設置する。
- 委員会は、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長、副会長）で構成する。

（2）役割

- 委員会は防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。
- 学校基本方針に基づき、いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成実行及び検証
 - いじめの相談、通報の窓口
 - いじめに関する情報の収集及び記録
 - いじめに関する組織的対応の中核

3 いじめの学校の対応

（1）未然防止

- ① 教育課程の充実（児童をいじめに向かわせないための教育活動）
 - 各教科で
 - ・ 基本的な学習規律の確立
 - ・ 基礎的・基礎的な学力の確実な定着を図る教科指導
 - 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で
 - ・ 道徳の時間を要とした心の教育

- ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
 - ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
 - ・基本的な生活習慣の確立
- ② 指導体制の充実
- 生徒指導委員会
 - ・生徒指導担当のいじめ問題に関するコーディネーターとしての位置づけ
 - ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立
 - 職員研修
 - ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施
- (2) 早期発見と早期対応
- ① 早期発見・相談体制
- 教育相談
 - ・教育相談の毎学期1回の実施
 - ・教育相談ポストの活用
 - ・スクールカウンセラーとの連携
 - アンケート
 - ・定期的なチェックリストの活用による状況把握
 - ・学校生活アンケートの毎学期1回の実施
 - ・いじめに特化した無記名アンケートの毎学期1回の実施
 - ・家庭用チェックリストの毎学期1回の実施
- ② 早期対応
- 生徒指導委員会を中心とした組織的対応
 - ・事実関係の迅速かつ的確な把握
 - ・事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
 - ・いじめを受けた児童を守り、心のケアを促す組織的な対応
 - ・いじめた児童への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援
- ③ 関係機関との連携
- 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。
- (3) 重大事態への対応
- 〈重大事態とは〉
- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合。
- 〈重大事態の報告〉
- 速やかな実態把握と教育委員会やPTAへの報告
 - 教育委員会との連携
 - ・調査の主体の確定（学校又は教育委員会）

4 学校評価

いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校へのいじめへの対応の未然防止、早期発見、早期対応について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。